定　　款

（令和８年　１０月　２３日施行）

社会福祉法人　北海道ハピニス

社会福祉法人北海道ハピニス　定　款

第１章　総　則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（ア）障害者支援施設の経営

（イ）特別養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（ア）老人デイサービス事業の経営

（イ）老人居宅介護等事業の経営

（ウ）老人短期入所事業の経営

（エ）障害福祉サービス事業の経営

（オ）一般相談支援事業の経営

（カ）特定相談支援事業の経営

（キ）障害児相談支援事業の経営

（ク）移動支援事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人北海道ハピニスという。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域にお住まいの高齢者、障がいをお持ちの方やそのご家族等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を北海道札幌市南区石山９３３番地３に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上１１名以内を置く。ただし、評議員の現在数は、理事の現在数を常に超えていなければならない。

（評議員の資格等）

第６条　評議員は、この法人の適正な運営に必要な識見を有する者とする。

（評議員の選任及び解任）

第７条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事２名、職員１名、外部委員２名の合計５名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員会に説明しなければならない。
５　評議員選任･解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、出席した外部委員全員が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとして、再任を妨げない。
２　任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができる。
３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第９条　評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、評議員会において別途定める役員等報酬支給基準に基づき費用の弁償及び交通費等の実費（または旅費）を支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）
第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
２　評議員会には議長を置き、その都度評議員の互選により選出する。

（権限）
第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後、３カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示し、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選任された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１６条　この法人には、次の役員を置く。

（１）　理事　　６名

（２）　監事　　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を常務理事とすることができる。

４　前項の常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号に規定する業務執行理事とする。

（役員の選任）

第１７条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１８条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　常務理事は理事長を補佐し、理事長の命を受けて業務を執行するとともに、理事会で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

４　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４カ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１９条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第２０条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。

３　理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、理事または監事として権利義務を有する。

（役員の解任）

第２１条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

（役員の報酬等）

第２２条　理事及び監事の役員報酬は無報酬とする。ただし、理事及び監事には評議員会において別途定める役員等報酬支給基準に基づき費用の弁償及び交通費等の実費（または旅費）を支給することができる。

２　理事長の報酬については評議員会において別途定める役員等報酬支給基準に従って支給することができる。

（責任の免除）

第２３条　理事または監事が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認めるときは、社会福祉法第４５条の２２の２において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（職員）

第２４条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長及びその他の重要な職員（以下「施設長等」）は、理事会において選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成等）

第２５条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

２　理事会には議長を置き、議長はその都度理事の互選により選任する。

（権限）

第２６条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第２７条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第２８条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２９条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠席した場合は、理事長に代わり出席した理事及び監事が記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第３０条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）札幌市南区石山９３３番地１、９３２番地３、９３３番地２、９３３番地３、９３３番地５、９３４番地、１３０４番地２所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
障がい者支援施設 グリンハイム
園舎１棟（４，１５８．４７平方メートル）

（２）札幌市南区石山９３３番地３、９３３番地２、９３３番地５、９３４番地所在の鉄筋コンクリート亜鉛メッキ鋼ぶき４階建
障がい者支援施設 グリンハイム
園舎１棟 （１，４８５．７５平方メートル）

（３）札幌市南区石山９３２番地３、９３２番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付４階建
特別養護老人ホーム 和幸園
園舎１棟 （６，７４０．９８平方メートル）

（４）北海道札幌市南区石山９３３番３、９３４番、９３３番１、１１３１番１他７筆所在の障がい者支援施設 グリンハイム　敷地１１筆 （１７，００４．７３平方メートル）

（５）北海道札幌市南区石山９３２番３、９３３番２、９３３番１、９３３番５、１１３１番１他８筆所在の特別養護老人ホーム 和幸園　敷地１３筆
（１７，３３７．１８平方メートル）

（６）札幌市南区石山９３２番１、９３２番地２、１３０４番２所在の法人本部敷地３筆（２，６６１．００平方メートル）

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第３８条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３１条　基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、札幌市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、札幌市長の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３２条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３３条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３４条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告書

（２）事業報告書の付属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に供え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第３５条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第３６条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第３７条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

（種別）
第３８条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。
（１）居宅介護支援事業の運営
（２）札幌市介護予防センター運営事業の受託
（３）日中一時支援事業の運営
（４）札幌市障がい者相談支援事業の受託
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章　解散

（解散）
第３９条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第４０条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　定款の変更

（定款の変更）
第４１条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、札幌市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を札幌市長に届け出なければならない。

第１０章　公告の方法その他

（公告の方法）
第４２条　この法人の公告は、社会福祉法人北海道ハピニスの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又はホームページ等に掲載して行う。

（施行細則）
第４３条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

１．この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	石 野　幸 秀
理　事	石 野　幸 次
〃	前 橋　幸 男
〃	小 林　　磊
〃	河 端　賢 一
〃	土 田　幹 夫
監　事	原 田　明 俊
〃	瀧 岡　猶 賢

２．この定款は、平成２９年４月１日から施行する。
３．この定款は、平成３０年１月６日から施行する。
４．この定款は、平成３０年６月２９日から施行する。
５．この定款は、令和４年６月２２日から施行する。
６．この定款は、令和８年１０月２３日から施行する。